

「東京都北多摩西部保健医療圏地域保健医療推進プラン～令和6年度から令和11年度まで～案」意見募集に寄せられた御意見について

1 意見募集期間

令和6年8月7日（水曜日）から令和6年9月5日（木曜日）まで

2 意見総数

1 者（個人 1 者、法人 0 者） ・ 1 件

3 ご意見の内容

No.	ご意見（要旨）	都の考え方
第2部 第1章 健康づくりと保健医療体制の推進		
第3節 生活習慣病の改善		
1	・ 良く利用する最寄り駅には喫煙所が無く、たばこのポイ捨てを良く見かける。 ・ 「多くの人が利用する場所での禁煙・分煙対策を推進します。」とあるが配慮がなされていないと感じる。 ・ 喫煙所が無いことにより、残念ながらポイ捨てする人が多くいて街に吸い殻が捨てられている今の現状をどう考えるのか。 ・ 分煙をするという事であれば喫煙所を設置し、喫煙者も非喫煙者も住みやすい、より良い街にしていきたい。	受動喫煙は肺がんや虚血性心疾患等のリスクを高めるとされ、健康に悪影響を与える環境要因の一つです。このため都では、屋内での受動喫煙防止の徹底を目的とし、地域の実情に応じて公衆喫煙所を整備する区市町村への支援や、基準に沿った喫煙場所の整備に関する事業者支援を行っています。 保健所は、健康増進法や東京都受動喫煙防止条例に基づき、関係市と連携して受動喫煙対策に取り組んでいきます。